

令和4年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）  
及び優良木造建築物等整備推進事業の運用の考え方（案）

別途添付するサステナブル建築物等先導事業及び優良木造建築物等整備推進事業の概要ペーパーに記載の要件等のほか、運用に関し以下について検討しています。なお、以下はあくまでも現時点における考えを示すものであり、今後の検討により変更する場合があります。

○建設工事費に係る補助金の額の算定について

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）及び優良木造建築物等整備推進事業の建設工事費に係る補助金の額の算定について、以下とすることを検討しています。

<サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）>

当該建築物の建設工事費の15%以内の額とすることができることとする。

※従来のサステナブル建築物等先導事業と同じ。

<優良木造建築物等整備推進事業>

当該建築物の建設工事費の10%以内の額とすることができることとする。

○募集の時期について

- ・事業の募集は、サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）と優良木造建築物等整備推進事業を一体的に実施することを検討しています。
- ・募集時期は、春期（4月～5月頃、採択通知6月～7月頃）、夏秋期（6月～9月頃、採択通知10月～11月頃）を予定していますが、春期及び夏秋期の応募状況等を踏まえ、秋冬期（10月以降、採択通知年明け頃）に実施する場合があります。

○補助の要件等について

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）と優良木造建築物等整備推進事業ともに、次のことを求めることを検討しています。

- ・国土交通省が建設工事費に関する情報を整理し公表することに協力すること  
※国土交通省では、木造建築を検討する各事業者に向けた参考情報としていただくため、補助金が活用された木造建築プロジェクトの建設工事費（木造化部分を含む建築工事全体）等を整理し、それらを公開することを検討しています。
- ・林野庁が令和3年10月1日付 3林政産第85号にて示した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」に基づき炭素貯蔵量を算定・表示すること（炭素貯蔵の効果が見える化する対応を別途講ずる場合を除く。）  
また、木材使用量が多いプロジェクトや地域材を積極的に活用するプロジェクト等について、プロジェクトの審査で考慮することとする予定です。